

川崎市鳥インフルエンザ対策関係部長会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 国内で鳥類における高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合において、養鶏場等の家きんや野鳥等における鳥インフルエンザ発生時の対応、市民への感染防止及び鳥インフルエンザに対する社会的不安の解消を協議することを目的に、川崎市鳥インフルエンザ対策関係部長会議（以下「関係部長会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 関係部長会議の委員は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 関係部長会議に会長及び副会長を置く。

3 会長は、川崎市保健所長をもって充てる。

4 副会長は、危機管理本部危機対策部長及び経済労働局都市農業振興センター所長をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第3条 関係部長会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 関係部長会議は、必要があると認めるときは、検討する事項に関する所管部局及び関係者の出席を求めることができる。

（所掌事務）

第4条 関係部長会議は、次の事項について協議する。

（1）鳥インフルエンザ発生情報の収集及び提供に関すること

（2）鳥インフルエンザ発生時の対応に関すること

（3）その他必要な事項に関すること

（事務局会議）

第5条 関係部長会議は、第4条に規定する事項の具体的な内容を協議又は調

整するため、川崎市鳥インフルエンザ対策関係部長会議事務局会議（以下「事務局会議」という。）を置く。

2 事務局会議は、別表 2 に掲げる者をもって構成する。

（庶務）

第 6 条 関係部長会議及び事務局会議の庶務は、危機管理本部危機対策部、経済労働局都市農業振興センター及び健康福祉局保健医療政策部感染症対策課において処理する。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、関係部長会議及び事務局会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 1 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 関係部長会議委員構成

	所 属
会 長	川崎市保健所長
副会長	危機管理本部危機対策部長
副会長	経済労働局都市農業振興センター所長
委 員	市民文化局コミュニティ推進部長
委 員	こども未来局総務部長
委 員	経済労働局産業政策部長
委 員	環境局生活環境部長
委 員	環境局施設部長
委 員	川崎市保健所副所長
委 員	建設緑政局緑政部長
委 員	病院局総務部長
委 員	消防局警防部長
委 員	教育委員会事務局学校教育部長

別表 2 事務局会議構成

所	属
危機管理本部危機対策部担当課長	
市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長	
こども未来局保育・幼児教育部保育第1課長	
こども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当課長	
経済労働局産業政策部庶務課長	
経済労働局産業政策部消費者行政センター室長	
経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センター所長	
環境局生活環境部収集計画課長	
環境局施設部処理計画課長	
健康福祉局保健医療政策部生活衛生課長	
健康福祉局保健医療政策部感染症対策課長	
健康福祉局保健医療政策部動物愛護センター所長	
建設緑政局緑政部みどりの管理課長	
建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園長	
病院局総務部庶務課長	
消防局警防部警防課長	
教育委員会事務局学校教育部指導課長	
教育委員会事務局学校教育部健康教育課長	